

## 令和7年度第1回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和7年4月9日(水) 午後2時30分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員(14名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道	5番	牛玖良一
6番	鈴木孝徳	7番	林重孝
8番	山崎宏	9番	立田正人
10番	藤崎光弘	11番	太田原修
12番	江川昌子	13番	三門増雄
14番	兼坂仁	15番	石田和久(議長)

4 欠席委員(1名)

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に対する  
意見について

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

主 査 大塚 孝

◎開 会

午後2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会の開催でございますが、令和7年5月9日（金）会場は佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室におきまして、午後2時30分から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和7年度第1回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

◎議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思っております。

が、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号 1 2 番 江川昌子委員、議席番号 1 3 番 三門増雄委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 7 年度第 1 次農用地利用集積等促進計画（案）に対する  
意見について

議案第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

以上、4 議案でございます。

本総会については、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

———（兼坂委員入室）———

◎議案第 1 号の説明

○事務局長

議案第 1 号につきまして、ご説明いたします。総会議案の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農業経営規模拡大等のため、売買を伴う所有権の移転等、4 件 2 0 筆について審議をもとめるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるようお願いい

たします。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

議案第1号第1項につきまして、審議をいたします。

調査報告を私から行います。

○石田委員

議席番号15番 石田です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

●●●に住む●●●●さんと同じく●●●に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●●●さんは農業経営規模拡大を行うため、●●●の水田●筆●●●●m<sup>2</sup>を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項について審議いたします。

調査報告を林委員よりお願いします。

○林委員

議席番号7番 林です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

●●●●●●●●に住む●●●●さんと●●●●に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●●●さんは農業経営の規模拡大を行うため、●●の水田●●筆●●●●●●m<sup>2</sup>を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

○議長

続きまして、議案第1号第3項について審議いたします。

調査報告を林委員よりお願いいたします。

○林委員

議席番号7番 林です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

●●●●●●●●に住む●●●●さんと●●●●に住む●●●●●●●●さんとの話がまとまり、●●●●さんは農業経営の規模拡大を行うため、●●の水田●●筆●●●●●●m<sup>2</sup>を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○三門委員

議席番号13番 三門です。

権利者の●●さんは随分面積を増やし規模拡大をしていますが、何か特殊な事情があったら教えてください

○事務局

この方は●●に接する●●●で大きく農業をやっています。今まで利用集積を多く利用していましたが、今回、地主の意向で所有権移転をするものです。

○議長

他にございませんか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は許可と決しました。

○議長

続きまして、議案第1号第4項について審議いたします。

調査報告を林委員よりお願いいたします。

○林委員

議席番号7番 林です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

●●に住む●●●●●さんと同じく●●に住む●の●●●●●さんとの話がまとまり、●●●●●さんは自作地に隣接し耕作に便利なことから●●の畑●筆●●●●m<sup>2</sup>を贈与され

ることとなりました。特に問題は無いものと思われま  
よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。  
それでは審議を行います。  
何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。  
お諮りいたします。  
議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。  
よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてござい  
ます。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

議案第2号につきまして、ご説明いたします。総会議案の4ページから7ページ  
をご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請13件につきまして、千葉県知事への意見に  
ついて審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項につきまして説明いたします。

申請者の●●●●●●の●●●●●●●●は、太陽光発電事業を営んでいます。

申請にあたっては、●●●に住む●●●●●●さん外●名が所有する畑●筆●●●●  
㎡に太陽光発電設備を設置するため、転用を伴う所有権の移転を行おうとするもの  
です。

申請地は、国道●号線付近の●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集

団性がない農地であり、第2種農地と思われま

す。許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えま

す。以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

#### ○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長の許可を求めてください。

#### ○申請人

代理人で行政書士の●●と申します。事業概要について説明いたします。

今回、●●地先に太陽光発電の計画をしています。事業計画者は●●の株式会社●●●で昨年佐倉市では2件ほどの実績があります。周辺には1.8mのフェンスを設置し、雨水は地下浸透を予定しておりますが、雨水が流出する場合は堰堤を造り宅地内処理をいたします。

以上のとおりです。

#### ○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

#### ○立田委員

議席9番 立田です。

文化財関係の協議はどうなっているか伺います。

#### ○申請人

文化財につきましては、工事をする際は文化課が立ち合いを行うことになってい

○立田委員

雑草関係についてですが、農地や道路が隣接していますが年に何回、草刈りをしますか。

○申請人

毎月パトロールをしますので、その都度、現地を確認して状況に応じ草刈りをしています。

○立田委員

防犯関係についても、パトロールで対応してください。

○林委員

議席番号7番 林です。

申請地の地番は3-6ですか。3-6には三角地を含んでいますか。

○申請人

三角地は事業計画地に含んでおりません。現地にはプラスチック杭を入れてあります。

○林委員

三角地は道路と段差があるので機械が入れなくなると思います。

そうするとこの土地は耕作放棄地になるのが目に見えています。

○申請人

貴重な意見をいただきました。事業者にスロープが可能かどうか問い合わせをし、後日、農業委員会に連絡をします。

○林委員

ここは三角地で狭くなり、トラクターが入れないと不便となり、耕作者がいなくなることが懸念されます。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。  
ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。  
お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項、第3項、第4項については、事務局からの一括説明を求めます。

○事務局長

議案第2号第2項、第3項、第4項につきまして、一括してご説明いたします。

●●●の●●●●株式会社は、●●で廃棄物中間処理業を営んでいます。

申請にあたっては、●●●●●●●●が所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、●●●●に住む●●●●さんが所有の畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、●●●●に住む●●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、合計●●●●m<sup>2</sup>に自社用の駐車場を増設するために転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、県道●●●●線沿いの●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第2項、3項、4項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

本件につきましては、転用面積が3,000m<sup>2</sup>を上回っていることから事前現地

調査会を実施しておりますので、調査委員長の立田委員より、調査報告をお願いします。

## ○立田委員

議席 9 番、調査委員長の立田でございます。

令和 7 年 4 月 2 日（水）午前 9 時 3 0 分より開始した、事前現地調査会の結果について報告いたします。

申請人の●●●●株式会社による農地法第 5 条の規定による許可申請であり申請人の出席を求め、会長、担当地区農業委員及び推進委員、事務局により現地調査会を行いました。

申請地は、佐倉市●●●●番地●外●筆、地目は畑、面積は●●●●㎡、自社用の駐車場を設置するため、転用を伴う所有権移転であり既存の自社用駐車場を拡張するものでございます。

申請者である●●●の●●●●株式会社は廃棄物の収集運搬事業を行っております。

申請地は J R 佐倉駅から南に約 5. 5 k m に位置する畑で市街化調整区域内であり、1 0 h a 以上の集団性がない第 2 種農地と思われま。

申請内容については、総会議案のとおりでございます。

許可要件については、許可基準である立地基準、資力や信用について問題はないものと思われまますが、周辺への影響を考慮して次の 5 点について伝えま。

1. 申請地に隣接する農地や住宅、県道への雨水、土砂、砂利等の流出、また、雑草の繁茂による影響がないよう十分注意をすること。
2. 申請地整備にて車両の出入り口となる県道は交通量が多いことから、整備時や整備後における車の出入り口等には十分注意をすること。
3. 申請地内に赤道が存在することから、駐車場と一体化とならないように明確にすること。
4. 申請地内には私有地ではあるが便宜上の道路やゲートボール場があるが、今回の駐車場整備により撤去となることから利用者との間にトラブルが無いように配慮されたい。
5. 地表面掘削時に埋蔵文化財の有無に注意を払い、確認された場合には速やかに佐倉市文化課に届けでること。

以上 5 点を指摘し、申請者側が対応する旨の確認ができたことから申請内容と合わせて、調査会としては許可相当と判断いたしました。

以上、事前現地調査の報告でございます。

○議長

報告ありがとうございました。

立田委員より報告がありましたが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第2項、第3項、第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項、第3項、第4項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第5項について、事務局の一説明を求めます。

○事務局長

議案第2号第5項につきまして、ご説明いたします。

●●の●●株式会社は、自動車解体業を営んでいます。

申請にあたっては、●●●に住む●●●●さんが所有する畑●筆、●●●●m<sup>2</sup>を自動車用通路とするため、転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、東邦佐倉病院脇から四街道市に抜ける道路沿いの●●●●地先です。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第5項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●株式会社の代理人で行政書士の●●と申します。計画地の用途としましては自動車の通路として申請しました。既存の施設への出入りを普通車でもすれ違いができないような道路を使用していましたが、この度、地主さん土地を使わせていただくことで既存の道路をいためず出入りがし易くなります。通路として使いますので、塀などは設置せず簡単な柵を造り碎石は敷かず敷き鉄板を使用します。

以上です。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席9番 立田です。

文化財についてはどうなっていますか。また、砂利を敷いてから鉄板を敷くのですか。

○申請人

砂利は敷かないで鉄板を敷きます。文化財がもしでたら文化課の指示に従います。

○立田委員

雨水の流出対策はどうしますか。

○申請人

雨水は鉄板の隙間から地下浸透することを想定しています。

○立田委員

出入り口となる全面道路の側溝はコンクリート蓋となっていますが防護はどうしますか。

○申請人

道路管理課と協議をして対応いたします。

○議長

他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長

無いですね。申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第5項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第6項、第7項については、同一案件でございますので、事務局からの一括説明を求めます。

○事務局長

議案第2号第6項、第7項につきましてご説明いたします。

●●●●●●の株式会社●●●●●は、太陽光発電事業を営んでいます。

申請にあたっては、太陽光発電設備を設置するため、●●●に住む●●●●さんが所有する畑●筆、●●●●㎡に地上権を設定、●●●に住む●●●●さんが所有する畑●筆、●●●●㎡の所有権を移転、合計●●●●㎡の転用を行おうとするものです。

申請地は、東関東自動車道沿いの●●●地先です。

市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われる

ます。

許可要件につきましては、議案第2号第6項、7項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

本件につきましては、転用面積が3,000㎡を上回っていることから事前現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の立田委員より、調査報告をお願いします。

#### ○立田委員

議席9番、調査委員長の立田でございます。

現地調査会の報告をいたします。

申請人の株式会社●●●●●は太陽光発電施設を設置するため、転用を伴う所有権の移転及び地上権の申請でございます。

申請地は佐倉市●●●●●番外●筆。地目は畑、面積は●●●●●㎡でございます。

許可要件については、許可基準である立地基準と資力や信用について問題ないものと思われませんが、周辺への影響を考慮し、主に次の6点について伝えました。

1. 申請地に隣接する農地に雨水、土砂等が流出しないよう十分に注意をすること。
2. 申請地に隣接する道路は、道幅が狭い上に抜け道として、特に朝夕の通勤時間帯の交通量が多いので、安全上施設設置時には十分注意すること。
3. 申請地に接する赤道があるので境界の確定など市の担当課と協議をすること。
4. 雑草対策、防犯対策を適正に行い、近隣の農地や住民に迷惑がかからないよう注意すること。
5. 申請地周辺には民家や高速道路があることから反射光や風対策など、環境省ガイドラインに従い適切に整備すること。
6. 地表面掘削時には埋蔵文化財の有無に注意を払い、確認された場合は速やかに佐倉市文化課に届け出ること。

以上6点を指摘し、申請者側が対応する旨の確認ができたことから、申請内容とあわせて、調査会としては許可相当と判断いたしました。

以上、事前現地調査の報告でございます。

○議長

報告ありがとうございました。

立田委員より報告がありましたが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第6項、第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第6項、第7項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第8項から第13項は同一案件でございますので、事務局からの一括説明を求めます。

○事務局長

議案第2号第8項から第13項につきまして、一括してご説明いたします。

●●●●●の株式会社●●●●●は、太陽光発電事業を営んでいます。

申請にあたっては、太陽光発電設備を設置するため、●●●に住む●●●さん外●●●名が所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、同じく●●●に住む●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、同じく●●●に住む●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、●●●に住む●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、●●●●に住む●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、同じく●●●に住む●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●m<sup>2</sup>、合計●●●●●m<sup>2</sup>に転用を伴う所有権移転を行おうとするものです。

申請地は、東関東自動車道近くの大篠塚地先です。

市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われ

ます。許可要件につきましては、議案第2号第8項から13項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

本件につきましては、転用面積が3,000㎡を上回っていることから事前現地調査会を実施しておりますので、調査委員長の立田委員より、調査報告をお願いします。

○立田委員

議席9番、調査委員長の立田でございます。

現地調査会の報告をいたします。

申請人の株式会社●●●●●●が同じ地域で太陽光発電施設を設置するため、転用を伴う所有権移転でございます。

申請地は佐倉市●●●●●●番外●●筆、地目は畑、面積は●●●●●●㎡です。

申請地はJR物井駅から東南約3.5kmに位置する畑で、東関東自動車に近い市街化調整区域内であり、10ha以上の集団性がない第2種農地と思われま

す。申請内容については、総会議案のとおりです。先ほどの申請地と市道を挟み反対側であり、同様の立地条件となります。

許可要件については、許可基準である立地基準と資力や信用について問題ないものと思われま

すが、周辺への影響を考慮し、先程と同様の6点を指摘し、申請者側が対応する旨の確認ができたことから、申請内容とあわせて、調査会としては許可相当と判断いたしました。

以上、事前現地調査の報告でございます。

○議長

ありがとうございました。

立田委員より報告がありましたが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第8項から第13項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第8項から第13項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明いたします。

総会議案8ページ、9ページをご覧ください。

令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画案の作成を公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画案の意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしまして、賃借権の設定は、13件、219筆、219,089.59㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案10ページから29ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○林委員

議席7番 林です。

15ページの備考欄に移転とありますがどのような理由ですか。

○事務局

農政課に確認したところ、地主と農地中間管理機構との契約は同じですが、実際に耕作する者が変わった耕作者の移転ということです。

○林委員

●●●の株式会社●●は以前から問題となっていました。私の知り合いの耕作者から、この会社が農地を無断で使用したという連絡がありました。時期的に畑には何も耕作はされていなかったが、●●を運び出すため人の畑を無断で通ったので警察に被害届を出し事情聴取をしたら業者は認めたという経緯があります。警察では畑に仕切りがないのでこれ以上は言えないとのことでした。それ以後、業者から謝罪はないとのことでした。

これに関して担当の大田原さんの意見を求めます。

○大田原委員

耕作者の●●の●●●さんとお会いしてお話し合いをしたところ、林さんが言われた通り、畑と畑に仕切りがなく杭がないから通ってしまったのかとの話をしたのですが、何の連絡はありません。

○議長

このようなケースについて、農業委員会ではどのようにすればよいでしょうか。

○三門委員

当人同士で話し合いをして頂いた方がよいのではないのでしょうか。農業委員会がどの程度関われるかわかりませんが、このような事案について農業会議に聞いてみたらいかがですか。

○事務局

このような事案について農業会議に聞いてみます。

○議長

農地に関わることは農業委員会ですが、このような営農や利用集積などについては農政課に言っていただくことで宜しいですか。

○事務局

農政課に打診します。

○議長

他にございませんか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより、採決に入ります。

また、鈴木委員が関係する案件がございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いします。

———（鈴木委員退出）———

○議長

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり意見なしと決定いたしました。

鈴木委員を入室させてください。

———（鈴木委員入室）———

○議長

続きまして、議案第4号令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◎議案第4号の説明

○事務局長

議案第4号につきまして、ご説明いたします。

総会議案30ページから33ページをご覧ください。

議案第4号は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進状況等について、目標を設定し公表しなければならないとされていることから、別紙のとおり、令和7年度最適化活動の目標の設定等をするものです。

それでは、31ページ、別紙様式1からご説明いたします。

I. 農業委員会の状況につきましては、農業委員及び推進委員の任期等について

でございます。また、農家・農地等の概要の数値につきましては、農林業センサスからの引用と農政課からの情報提供によるものです。

Ⅱ.最適化活動の目標についてです。32ページをご覧ください。

②の目標については、今年度の新規集積面積を昨年度と同様の10haとしております。

(2)遊休農地の解消、①の現状及び課題につきましては、毎年、農業委員及び推進委員が実施している遊休農地調査の結果を集計したもので、令和6年度の1号遊休農地の面積は、216.3haで令和5年度より42ha増加しております。

(3)新規参入の促進については、令和6年度新規参入者は11経営体で3.9haでした。2.最適化活動の活動目標につきましては、農業委員及び推進委員の活動記録ノートを基に記載しております。

議案第4号の説明は以上でございます。

#### ○議長

ただいま、議案第4号について事務局より説明がございました。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

#### ○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

#### ○議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、承認と決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

#### ◎報告事項

##### ○事務局長

報告事項です。

- ・総会議案34ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出が4件。

- ・総会議案 35 ページをご覧ください。  
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件。
- ・総会議案 36 ページ、37 ページをご覧ください。  
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件。
- ・総会議案 38 ページをご覧ください。  
利用権の中途解約に係る通知による届出が 3 件。
- ・総会議案 39 ページ 40 ページをご覧ください。  
地目変更登記に係る法務局からの照会が 7 件となっております。  
以上、報告いたします。

### ○議長

本日もご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

=== 会 議 終 結 ===